

(参考様式2)

事前点検シート

| | | | |
|----------------|--|--------------|-----------------------------|
| ふりがな | かわごえし | ふりがな | くらいんがるてんかわごえいさぬまちくかっせいかけいかく |
| 計画主体名 | 川越市 | 活性化計画名 | 蔵 in ガルテン川越伊佐沼地区活性化計画 |
| 計画期間 事業実施期間 | 平成 31 年度 ~ 平成 33 年度 平成 31 年度 ~ 平成 32 年度 | 総事業費 (交付金) | 645,612 千円 (241,606 千円) |
| 活性化計画目標 | 交流人口の増加率 2%増加 | 事業活用活性化計画目標 | 農観連携・グリーンツーリズムの促進 |

| | | | |
|------------|------------------|-------------|-------|
| 計画主体 確認の日付 | 平成 31 年 2 月 15 日 | 農林水産省 確認の日付 | 年 月 日 |
|------------|------------------|-------------|-------|

1 計画全体について

| 番号 | 項 目 | チェック欄 | | 判 断 根 拠 |
|-----|---|-------|-------|--|
| | | 計画主体 | 農林水産省 | |
| 1-1 | 活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | 適 | | 「農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）」第 1 条では農山漁村における農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図ることを目的とするとされている。 また、「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について（平成 23 年 10 月 3 日）第一の 2 では、農山漁村の活性化に当たって、農林漁業が健全に展開され、これを核として地域の発展が図られることを目指すものとされている。 なお、活性化計画の目標では交流人口の増加を目指すこととして |

| | | | | |
|-----|---|---|--|--|
| | | | | おり、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。 |
| | 事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか | 適 | | 事業活用活性化計画目標は「農観連携・グリーンツーリズムの促進」、評価指標は「交流人口の増加 4,135 人増、農業体験事業参加数 801 人増」であり、農山漁村交流対策型から設定しており交付対象事業と整合が取れている。 |
| | 活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。 | 適 | | 活性化計画の目標は交流人口の増加率（2%増加）で事業活用活性化計画の目標は農観連携・グリーンツーリズムの促進としており整合が取れている。 |
| 1-2 | 計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。 | 適 | | 実施中ではない。 |
| 1-3 | 市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | 適 | | <p>地方版総合戦略「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のプロジェクトの一つとして蔵 in ガルテン川越が位置づけられており、農業ふれあいセンターを中心に、伊佐沼や田園など周辺の自然的景観や農業とのふれあいをコンセプトとしたグリーンツーリズムを推進するものとしている。蔵 in ガルテン川越の KPI は農業体験事業参加者 1,500 人/年（H31 年度）と設定しており、このことを踏まえて活性化計画及び事業活用活性化計画の目標を設定した。</p> <p>また、川越市農業振興計画と本事業は調和が図られている。</p> |
| 1-4 | 活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | 適 | | 都市農山漁村交流施設や農産物直売所等の整備に向けて、川越市農政モニター（川越市の農業行政等について農業者、消費者及び商業者から意見、要望等を聴取するために実施する会議）、鴨田ふれあい農園利用者、鴨田ふれあい農園地権者等から意見聴取している。また、関係自治会の地域会議で事業の説明をして合意を得 |

| | | | | |
|-----|-------------------------------------|---|--|---|
| | | | | <p>ている。</p> <p>(1) 川越市農政モニター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.7.6 平成 29 年度第 1 回川越市農政モニター会議 10 名 (うち女性 4 名) ・H30.10.26 平成 30 年度第 2 回川越市農政モニター会議 9 名 (うち女性 2 名) <p>(2) 鴨田ふれあい農園利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.11.21 第 1 回意見聴取会 11 名 (うち女性 3 名) ・H29.11.23 第 2 回意見聴取会 18 名 (うち女性 2 名) <p>(3) 鴨田ふれあい農園地権者 (鴨田体験農園組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.7.27 意見聴取会 4 名 (うち女性 1 名) <p>(4) 関係自治会会議での説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芳野地区自治会 自治会長 13 名 ・古谷地区自治会 自治会長ほか 20 名 <p>(5) 荒川右岸用排水土地改良区理事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事 (理事長ほか 13 名) ・事務局 (事務局長ほか 2 名) <p>活性化計画及び事業実施計画の作成にあたっては上記会議等で挙げられた意見等を参考としている。</p> |
| | 活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか | 適 | | 川越市農政モニター会議等は女性が参加しており、女性の意見を取り入れている。 |
| 1-5 | 事業の推進体制は確立されているか | 適 | | 整備される地域連携販売力強化施設は農産物直売所及び農家レストランを運営している有限会社あぐり小江戸が引き続き運営する予定となっている。また、都市農山漁村交流施設は指定管理委託の検討を行っているほか、農泊推進対策による地域協議会の立ち上げを行い、農業体験事業などのために活用することを検討している。 |

| | | | | |
|------|--|---|--|---|
| 1-6 | 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | 適 | | 活性化計画の目標は交流人口の増加、事業活用活性化計画の目標は農観連携・グリーンツーリズムの促進としており、事業内容は都市農山漁村交流施設や農産物直売所等の整備であることから整合性が確保されている。 |
| | 農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか | | | |
| 1-7 | 計画期間・実施期間は適切か | 適 | | 蔵 in ガルテン川越伊佐沼地区活性化計画では計画期間を平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間、事業実施期間を平成 31 年度から平成 32 年度までの 2 年間としている。 |
| 1-8 | 事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか | 適 | | 農園の整備にあたり市民農園整備促進法の手続きが必要となるため、埼玉県等と事前の協議を行っている。 また、都市農山漁村交流施設として改修する川越市農業ふれあいセンターについては新農業構造改善事業（後期対策）の交付金を受けているため増築及び模様替えの届出を行っている。 |
| 1-9 | 交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か | 適 | | 総事業費：645,612,000 円 交付要望額：241,606,000 円 交付限度額：交付対象事業費 483,317,000 円×交付額算定交付率 0.5 = 241,658,000 円 |
| 1-10 | 活性化計画区域の設定は適切か | 適 | | 区域の農林地は全体面積の 80.8%を占めており、農林漁業従事者数は全就業者数の 12.3%を占めている。 ・農林地面積 = 258.9ha / 320.6ha × 100 = 80.8% ・農林漁業従事者 = 90人 / 734人 = 12.3% |

2 個別事業について

| 番号 | 項目 | チェック欄 | | 判断根拠 |
|-----|---------------------------------|-------|-------|-------------------------------|
| | | 計画主体 | 農林水産省 | |
| 2-1 | 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交 | 適 | | 本事業は他の助成によって実施中の事業ではない。また、既存施 |

| | | | | |
|-----|--|---|--|--|
| | 付金に切り替えて交付対象とするものでないか | | | 設については取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としておらず、新設や改修部分のみを交付金の対象としている。 |
| 2-2 | 土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか | 適 | | 各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとしている。また、設計・施工等における検査体制は川越市が対応する。 |
| | 木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか | 適 | | 木造の施設を整備することにあたっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）等に基づく基準に適合した構造計画とする。 |
| 2-3 | 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか | 適 | | 既存施設の有効利用等の観点からみて、当該事業実施のために必要があるため、増改築による整備を行う。なお、既存施設を取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としていない。 |
| 2-4 | 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか | 適 | | <p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表等による耐用年数が 5 年以上のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市農山漁村交流施設（鉄骨造） 28 年 <p>中古資産の耐用年数等として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第三条第一項第一号により耐用年数を算定</p> <p>算定方法：平成 25 年に川越市が策定した「川越市公共施設マネジメント白書」では、1982 年以降に建てられた施設は、30 年目に大規模改修（長寿命化）し、60 年目に建替えと示されている。</p> <p>この条件に基づき平成元年に建設され、建設から 32 年目に大規模改修を行うこととなる当該施設を、当初建設の 60 年目で建替えを行うこととしている。</p> |

| | | | | |
|-----|--|---|--|--|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・鴨田ふれあい農園 100年 ・大屋根（木造）20年 ・農産物直売所（鉄骨造） 19年 <p>中古資産の耐用年数等として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第三条第一項第二号により耐用年数を算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家レストラン（木造） 20年 |
| 2-5 | 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | | | |
| | 費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか） | 適 | | 費用対効果分析は、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）に基づき適切に行っている。投資効率は1.04である。 |
| | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | 適 | | 費用対効果分析による算定結果は1.0以上となっている。 |
| 2-6 | 事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか | 適 | | <p>実施要領の別表2における交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」、「農林漁業・農山漁村体験施設」、事業メニューは「㉗地域連携販売力強化施設」、「㉘農林漁業・農山漁村体験施設」、要件類別は「農山漁村交流対策型」で事業は「農村地域等振興支援」である。</p> <p>事業内容は1の(2)農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備であり、実施主体は川越市である。</p> |
| 2-7 | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | 適 | | 川越市が事業主体となって実施する事業であり、条例等を整備したうえで運用するため、目的外使用のおそれはない。 |
| 2-8 | 施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か | | | |
| | 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数 | 適 | | 現在実施している農業体験等の実績を基にして入込客数等の検討 |

| | | | | |
|------|--|---|--|---|
| | や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか | | | をしている。また、現在は主に市民を対象として農業体験等を実施しているが、今後は農業体験や食体験などを通して市外からの参加者も見込む。 |
| | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか | 適 | | 近隣市町において農園（市民農園等）や農産物直売所などがある類似施設として、鶴ヶ島市の農業交流センターがある。 ・距離 約13km 車で約30分 住民の生活圏、施設間の距離や立地等を考慮すると利用客等が競合する可能性は低いと考える。また、利用状況等は今後調査を行っていく。 |
| | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | 適 | | 現状（平成28年度）の利用実績から年間の見込み入込客数等を算出。また、整備後は市外からの利用者も受入れる。 |
| | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | 適 | | 既存の施設である川越市農業ふれあいセンター、伊佐沼農産物直売所及び農家レストランを基に規模を設定している。また、設置場所等については、既存の農業ふれあいセンター等の施設を基に伊佐沼などとの関係性を考慮している。 農泊推進対策に係る地域協議の立ち上げ後は地域にある複数の農園や農家レストランと連携した事業を行うことを検討している。 |
| | ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか | 適 | | 既存の直売所を運営する有限会社あぐり小江戸と十分に協議を行うものとする。また、市のホームページへの掲載や観光協会等との連携を検討する。 |
| 2-9 | 施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか | 適 | | 都市農山漁村交流施設の利用にあたっては、乳幼児連れの女性が利用しやすいよう授乳室を設ける。また、農産物直売所や農家レストランを運営する予定の有限会社あぐり小江戸は現在、パート雇用として主に女性が雇用されており、今後も女性従業員の確保を推進していく。 |
| 2-10 | 事業費積算等は適正か | | | |
| | 過大な積算としていないか | 適 | | 施設の規模等から概算の費用を算出しており、妥当な積算であ |

| | | | | |
|------|--|---|--|---|
| | | | | る。 |
| | 建設・整備コストの低減に努めているか | 適 | | 事業の内容や建物の構造等について検討を行い、整備コストの低減に努めている。 |
| | 付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか） | 適 | | 付帯施設は外構等で必要性があるものとなっている。 |
| | 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか） | 適 | | 備品は、施設利用者のためのロッカー等であり、汎用性の高いものは整備対象としていない。 |
| 2-11 | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か | 適 | | 既存の川越市農業ふれあいセンター及び伊佐沼農産物直売所などを基に設置されている。また、設置場所は伊佐沼が隣接しているほか、川越市の観光資源となっている重要伝統的建物群保存地区から約4kmに位置している。さらに、国道16号線、254号線やJR川越線南古谷駅からもアクセスが良く、高い集客効果が期待できる。 |
| 2-12 | 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか | 適 | | 施設（建築物）に関しては既存施設の用地内で整備を行うため、用地は取得済みである。なお、駐車場や新規で整備を行う農園については地権者に対して事業の説明を行い、事業への協力の見通しが立っている。 |
| 2-13 | 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか | | | |
| 2-14 | 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か | | | |
| | 実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の 高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の 農林水産物処理加工施設及び農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知) - 1の第2の4 | | | |

| | | | | |
|------|---|---|--|--|
| | の(2) 整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか | | | |
| | 整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か (既存施設は除く) | 適 | | 延べ床面積は 1,500 m ² 以内である。 |
| | 施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか) | 適 | | 延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円を超えた場合は市単費で賄う。 |
| 2-15 | 地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか | | | |
| | 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか | 適 | | 地域連携販売力強化施設として整備する農産物直売所等を現在運営している有限会社めぐり小江戸は農泊推進に係る地域協議会の中核を担う法人となっており、地域内外の相互連携のための取組みを進めている。 |
| | 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか | 適 | | 農産物直売機能、農産物加工施設により地域農産物の販売促進を図ることができるため、生産者の販売力強化等に資する施設である。 |
| | 1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか | 適 | | 年間を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設である。 |
| | 6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか | 適 | | 農家レストランでは地域の農産物を使用した料理(うどん)を提供しており、6次産業化への寄与が期待できる。 また、運営にあたっては女性のパート雇用を積極的に推進していく。 |
| 2-16 | 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | 適 | | 事業主体は川越市であり、適切な財源計画のもと予算措置を行う。 平成 31 年度の事業については平成 31 年度予算案に計上し市長及び財政課との協議は済んでいる。市費負担額については市の一般財源及び起債により確保する予定。 予算案は 3 月に予定されている川越市定例議会に議案として提出 |

| | | | | |
|------|--|---|--|--|
| | | | | される。 |
| 2-17 | 入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か | 適 | | 設計業務は、プロポーザル方式又は一般競争入札による業者選定を行うものとし、建設工事等は一般競争入札を基本に競争性のある契約方式によるものとする。 |
| 2-18 | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか | | | |
| | 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか） | 適 | | 運営については指定管理委託を検討している。委託契約内容等については検討中であるが、一定規模以上の施設修繕については川越市で負担する予定である。 |
| | 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか | 適 | | 収支計画の策定を行い、中小企業診断士の資格を持つ者に経営診断を受けている。 |
| 2-19 | 他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | | | |
| 2-20 | 他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。） | 適 | | 他の事業への重複申請はない。 |
| 2-21 | 生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか | 適 | | 生産振興を主たる目的とする施設整備ではない。 |
| 2-22 | 他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか | 適 | | 他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではない。 |

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「 - 」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。